別表十八㈪の表中

継続雇用者給与等支給額 （別表六（七）「１」）
継続雇用者比較給与等支給額 （別表六（七）「２」）
国内設備投資額 （別表六（七）「９」）
当期償却費総額 （別表六（七）「10」）

を

継続雇用者給与等支給額 （別表六（七）「３」）
継続雇用者比較給与等支給額 （別表六（七）「４」）
国内設備投資額 （別表六（七）「８」）
当期償却費総額 （別表六（七）「９」）

に、

調整前法人税額 （別表六（九）「16」）又は（別表六（十）「14」）
税額控除超過額 （別表六（九）付表「29」）又は（別表六（十）付表「28
非特定欠損金調整取戻税額 （別表六（九）付表「36」）又は（別表六（十）付表「35

額

額
」）

額
」）

を

調整前法人税額 （別表六（九）「19」）又は（別表六（十）「14」）
税額控除超過額 （別表六（九）付表「35」）又は（別表六（十）付表「28」）
非特定欠損金調整取戻税額 （別表六（九）付表「42」）又は（別表六（十）付表「35」）

に、

税額控除超過額 （別表六（十四）付表「17」）
非特定欠損金調整取戻税額 （別表六（十四）付表「24」）

を

税額控除超過額 （別表六（十四）付表二「17」）
非特定欠損金調整取戻税額 （別表六（十四）付表二「24」）

に改め、同表の記載要領第１号中「適用対象事業年度において同条」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号イ」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」に改め、「他の事業年度において同条」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４」を加え、同号を次のように改める。

２　「税額控除超過額（別表六（九）付表「35」）又は（別表六（十）付表「28」）⑰」及び「税額控除超過額（別表六（十四）付表二「17」）㉖」の各欄は、当該通算法人又は他の通算法人のうち、租税特別措置法第42条の４第８項第６号（同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある法人についてのみ記載すること。

別表十八㈫の表中

基準雇用者数 （別表六（二十四）付表二「４」）
特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十四）「19」）
移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十四）「20」）

を

基準雇用者数 （別表六（二十三）付表「４」）
特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十三）「５」）
移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十三）「７」）

に改め、同表の記載要領第１号中「第66条の13第１項」の次に「（特